車 両 使 用 規 程

（目　的）

第１条　本規程は、一般社団法人地域問題研究所正所員及び定年後再任用者（以下正所員という。）が、レンタカーまたは自らの所有する車両（以下、私用車等という）を業務において使用する際の取扱いについて定めるものとする。

２　この規定によって私用車等の業務上使用を許可されたものは、各条項を遵守し、常に安全運転と事故防止に努めるとともに、業務の円滑な遂行のために精励するものとする。

（定　義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　レンタカーとは、道路運送法第 80 条、同法施行規則第 52 条の規定、及び運輸支局長の定める「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準」に基づく許可を受け、営業を行っている事業者が貸し出す車両をいう。

なお、原則として研究所が法人契約を結んでいる事業者が貸し出すレンタカーであること。

⑵　自らの所有する車両とは、正所員またはその親族が所有(割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)による割賦等で購入し所有権が留保されているものを含む。以下同じ)する道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(以下「自動車」という)をいう。

ただし、正所員本人が使用する権利を有していること。

（原　則）

第３条　正所員は、業務遂行にあたりやむを得ず私用車等を利用する場合は、原則としてレンタカーを使用すること。ただし、理事長が本規程の定めに従い、自らの所有する車両の使用を承認したときはこの限りでない。

（私用車等の条件）

第４条　業務で使用する私用車等は、以下の保険に加入していなければならない。

⑴　自動車損害賠償責任保険

⑵　対人賠償保険金額が無制限の任意自動車保険

⑶　対物賠償保険金額が無制限の任意自動車保険

⑷　人身傷害保険金額または搭乗者傷害保険金額が 3,000 万円以上の任意自動車保険

⑸　上記⑵～⑷の任意自動車保険の条件に正所員本人が含まれていること。

（使用許可基準）

第５条　私用車等の業務上使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

⑴　出張地で使用する資機材等の荷物運搬が多く、他の交通機関での出張が困難である場合

⑵　公共交通の不便な出張先であるなど、私用車等を使用する以外に効率的な交通手段がない場合
⑶　時間的もしくは費用的に他の交通機関を利用するより有利であるか、または業務上著しく便利である場合
⑷　原則として１年以上の運転経験を持ち、研究所が運転者として適格と認められた者であること

（業務上使用許可の届出及び報告）
第６条　正所員は、私用車等を業務上使用しようとする者は、理事長に対して許可申請の届出を行うこととする。
２　正所員は、使用許可の届出を行う場合は、以下の証書等を総務部へ提出しなければならない。なお、証書等が有効期限等を迎える場合には、更新後速やかに証書等を再提出すること。
⑴　運転免許証の写し
⑵　自動車検査証の写し（有効期間がわかるもの）
⑶　自動車損害賠償責任保険証明書の写し
⑷　任意自動車保険明細書の写し（保険の期間、運転者年齢等の条件、補償内容及び保険金額等がわかるもの）
⑸　ＥＴＣの車載器管理番号

３　正所員は、私用車等を業務上使用する場合は、出張理由及び目的地への経路を添えて、事前に自家用車使用届により届け出るものとし、出張終了後に出張経路等の報告を速やかに行うものとする。

（許可の取消し）
第７条　次の事由が発生したときは、私用車等の業務上使用の許可は取り消されるものとする。
⑴　本規定に違反した場合、または正所員本人の責めに帰する理由により重大な事故を起こした場合
⑵　使用車両が安全な運行に耐え得なくなったと研究所が判断した場合
⑶　第 10 条に定める運転者の遵守事項が十分守られていないと研究所が判断したとき
⑷　運転免許証、自動車検査、自動車損害賠償責任保険、任意保険に関する管理が適切に行われていないとき

（車賃等の支給）
第８条　車賃は、出張旅費規程第４条（昭和 50 年４月１日）に定めるところによるものする。
ただし、自らの所有する車両を用いて出張した場合において、その往復経路に正所員の常住地から勤務所在地までの通勤区間が含まれる場合は、正所員の通勤区間分の経費を差し引いた額の経費を支給する。
なお、レンタカーを利用した場合の借り上げ経費については、請求書又は領収書をもって実費を支給する。
駐車料、高速道路・有料道路通行料は領収書をもって実費を支給する。
２　運転者は、前項の費用を不正に請求してはならない。

（同乗者の取扱い）

第９条　私用車等に同乗した正所員には車賃は支給しない。

（運転者の遵守事項）

第10条　私用車等を業務に使用する正所員は、道路交通法を遵守し、常に安全運転を励行するとともに、次の状態にあるときは絶対に自家用車両及びレンタカーを業務に用いてはならない。

⑴　免許不携帯・免許停止・免許取消の状態にあるとき

⑵　酒酔いまたは酒気帯びの状態にあるとき

⑶　過労または病気等により正常な運転ができない状態にあるとき

⑷　第４条に定める自動車保険が失効の状態にあるとき

⑸　車両が整備不良（装置の不備、調整の不完全）のとき

⑹　その他道路交通法令が禁止している事項（スピード違反、駐車違反などの道路交通法違反等）に該当するとき

２　正所員は、私用車等については、法令に基づいた定期点検を必ず行い、定期点検整備記録簿を備え付けること

３　本条に定める遵守義務を怠ったことによって生じた結果の責任は、全面的に正所員本人に帰属するものとする。

（交通事故の処理）

第 11 条　正所員が交通事故を起こした場合（被害者となった場合を含む）は、法令に定める処置を行う（運転を停止する、負傷者を救護する、道路の危険を防止する、 警察に報告する）とともに、遅滞なく事故の詳細を所属長へ報告し、その指示に従わなければならない。

２　事故を伴う対人・対物損害金、人身傷害の弁済負担は、自らの所有する車両、レンタカーを問わず自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険の対人・対物保険、人身傷害保険を適用して賠償弁償するものとする。なお、この場合、自らの所有する車両の損害については、業務上、通勤、私用を問わず正所員本人の個人負担とする。

３　私用または通勤走行時の事故損害金に対する保険金賠償額が不足した場合には、その不足分は正所員本人の個人負担とする。この場合、事情により研究所に対する弁済要求がなされ、研究所負担を余儀なくされたときには一時研究所が立替弁済を行うことがあるが、その場合には事後研究所から正所員本人に求償するものとする。

４　業務上走行中の事故に伴う対人・対物損害金、人身傷害の負担に対する保険金賠償額が不足した場合には、その不足分は研究所負担とする。ただし、事故原因に正所員本人の故意または重大な過失が認められる場合には、このかぎりではなく、所轄機関にて事故原因と過失の割合を確認のうえ、正所員本人に賠償不足分の一部あるいは全額を負担させるものとする。

５　駐車中における車両の破損、盗難については、研究所は一切その補償を行わないものとする。

６　自らの所有する車両においては、業務上走行中も含め、車両の故障に伴う費用、点検・整備に対する費用は正所員本人の負担とする。

7　運転者の故意または過失に起因する法令違反に対する罰金、科料は正所員本人の負担とする。
8　運転者が事故を起こした場合、それが軽微なものであっても、事故現場において個人が示談をしてはならないものとする。
9　事故が発生した場合は、事故の大小にかかわらず、速やかに所属長経由で「事故報告書」を理事長へ提出するものとする。

附　則

この規程は平成２６年１１月１２日より実施する。

令和７年１月１日　　一部改正